

議案第 7 1 号

北名古屋市手数料条例の一部改正について

北名古屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 2 7 年 8 月 2 6 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の公布に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を徴収するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市手数料条例の一部を改正する条例

(北名古屋市手数料条例の一部改正)

第1条 北名古屋市手数料条例（平成18年北名古屋市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表の2住民基本台帳法関係手数料の表の次に次の1表を加える。

2の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律関係手数料

事務	単位	金額	備考
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付（通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	1枚	円 500	

第2条 北名古屋市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表の2住民基本台帳法関係手数料の表住民基本台帳法第30条の4第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付又は住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の18第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの再交付の項を削り、同表の2の2行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律関係

手数料の表に次のように加える。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付（個人番号カードの追記欄の余白がなくなつたときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	1枚	800	
---	----	-----	--

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。